

**【支援金の積算方法】**

従業員6人目に10万円（以降1人あたり10万円）→（従業員数-5）×10万円。ただし1店舗上限50万円

※上記金額から時短営業要請期間27日間（令和3年1月12日～2月7日）のうち時短営業をしなかった日数

（神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の対象外となった日数）1日につき1人5,000円を減額する

**支援額の積算例**

	基礎情報	減算額	交付申請可能額
例1	<p>&lt;県の協力金に申請した平塚市内の飲食店数&gt; 1店舗 ※A店とする</p> <p>&lt;A店の時短営業実施日数&gt; 27日間</p> <p>&lt;A店の従業員数&gt; 7名</p>	<p>27日間すべて時短営業を実施したため、減算なし。</p>	<p><b>交付申請可能額 = 20万円</b></p> <p>【積算方法】 10万円×2名=20万円</p> <p>従業員6人目から支援金の対象となるため、7名-5名=2名を10万円に乘じる。</p>
例2	<p>&lt;県の協力金に申請した平塚市内の飲食店数&gt; 2店舗 ※B店・C店とする</p> <p>&lt;B店の時短営業実施日数&gt; 27日間</p> <p>&lt;C店の時短営業実施日数&gt; 9日間</p> <p>&lt;B店の従業員数&gt; 11名</p> <p>&lt;C店の従業員数&gt; 7名</p>	<p>B店は、27日間すべて時短営業を実施したため、減算なし。</p> <p>C店は、時短営業実施日数が27日に満たないため減算額が発生。</p> <p>従業員1名あたりの減算額は、時短営業をしなかった日数1日につき5千円であるため、次の式により算出する。 従業員1名あたりの減算額=(27日-9日)×5千円=<b>9万円</b></p>	<p><b>交付申請可能額 = 52万円</b></p> <p>【積算方法】 B店：10万円×6名=60万円。ただし、上限50万円のため、B店の交付申請可能額は50万円。 C店：(10万円-減算額9万円)×2名=2万円</p> <p>従業員6人目から支援金の対象となるため、11名-5名=6名を10万円に乘じる。</p> <p>従業員6人目から支援金の対象となるため、7名-5名=2名を、10万円から減算額を引いた1万円に乘じる。</p>
例3	<p>&lt;県の協力金に申請した平塚市内の飲食店数&gt; 1店舗 ※D店とする</p> <p>&lt;D店の時短営業実施日数&gt; 11日間</p> <p>&lt;D店の従業員数&gt; 18名</p>	<p>時短営業実施日数が27日に満たないため減算額が発生。</p> <p>従業員1名あたりの減算額は、時短営業をしなかった日数1日につき5千円であるため、次の式により算出する。 従業員1名あたりの減算額=(27日-11日)×5千円=<b>8万円</b></p>	<p><b>交付申請可能額 = 26万円</b></p> <p>【積算方法】 (10万円-減算額8万円)×13名=26万円</p> <p>従業員6人目から支援金の対象となるため、18名-5名=13名を、10万円から減算額を引いた2万円に乘じる。</p>

※例2のB店の場合、従業員10名で上限額の50万円に達するため、従業員名簿に11人目以降の記載は不要です。

※一方例3のD店の場合、減算額の発生により従業員10名では上限額の50万円に達しないため、従業員名簿をコピーして、11人目以降も記載してください。